日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量		単位	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
第一・第二・管理棟エレベーター定期修繕工事	1	式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月1日	ジャパンエレベーターパーツ(株) 埼玉県和光市新倉5-6-50	¥11,770,000	契約しようとする業者は入札にてエレベーターの保守業務も請け負っており、本修繕工事においても同一業者でないと保守業務との一貫性を欠くことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条3項)	施設管理課取り扱い
コージェネレーション真空遮断器・真空電磁接触器部品交換工事	1	式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月1日	松本テクニコ(株) 名古屋市守山区 原境町917番地	¥3,080,000	契約しようとする業者は、当該設備の製造メーカーのメンテナンス専門業者であり、設置後から点検保守業務を請け負っている。長年にわたる実績により当該業務に必要な能力及び経験を有し、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条3項)	施設管理課取り扱い
高圧受電設備の特別高圧保護継電器回路修理工事	1	式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月11日	(株)明電エンジニアリング 中部支社 愛知県清須市西枇杷島町一反五畝割496-1	¥9,570,000	契約業者は、長年にわたり当院の当該業務に従事しており、これまでに必要な技術・能力を蓄積しつづけている。病院にとって重要なライフラインの一つである、当該保守点検工事に際して迅速・安全・確実に工事が遂行できるノウハウを有していることから、患者安全の面からもそれらを担保しうるのは契約業者のみであることを鑑み、よって日本赤十字社会計規則第36条にいう契約の性質又は目的が競争を許さない	施設管理課取り扱い
高圧受電設備の無停電切替等修理工事(2年目/2ヵ年)	1	式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月15日	(株)きんでん中部支社 名古屋市中村区名駅一丁目1-4	¥5,467,000	本工事は2ヵ年計画の2年目。2018年度入札にて選定。契約しようとする業者は過去の実績により当該業務に必要な能力及び経験を有し、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであること、また、複数年にわたる工事のため、同一業者でないと工事の質、一貫性を欠くことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条3項)	施設管理課取り扱い
第二・第三病棟天井内空調ドレイン配管更新工事(2年目/2ヵ年)	1	式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月25日	(株)三晃空調 名古屋市中村区 名駅南2-14-19	¥26,400,000	本工事は2ヵ年計画の2年目。2018年度入札にて選定。契約しようとする業者は過去の実績により当該業務に必要な能力及び経験を有し、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであること、また、複数年にわたる工事のため、同一業者でないと工事の質、一貫性を欠くことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条3項)	施設管理課取り扱い